

那覇港仮施設設置業務委託契約書（案）

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間に、那覇港仮施設設置業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（法令の遵守）

第1条 乙は、本契約の履行にあたって、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

（履行期間）

第2条 この契約の履行期間は、契約日から令和2年3月31日までとする。

（委託内容）

第3条 乙は、別紙仕様書に基づき業務を行わなければならない。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、¥ _____ ーとする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税は、¥ _____ ー）

2 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

(1) 基本料	¥ _____ /回
(2) 設置・撤去	¥ _____ /回
(3) 運搬費	¥ _____ /回

3 支払いについては毎月の履行報告後に、前項の単価に毎月の確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を含めた額を毎月払いとする。

4 甲は、乙から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(緊急時等の措置)

第7条 乙は、業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ甲の指示を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(委託業務の調査)

第9条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(協議事項)

第13条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

2 消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえ、これを改定する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 沖縄県那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合

管理者 玉城 康裕

乙 _____
